

自審第597号
平成18年7月21日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 渡辺 捷昭 殿

国土交通省自動車交通局長
岩崎 貞二

欠陥車関連業務に係る業務改善指示について

去る、7月11日、平成16年8月に熊本県で発生した交通事故の関係で、熊本県警察本部が貴社の関係者を業務上過失傷害容疑で書類送検するという事案に関連し、平成18年7月20日、貴社から報告のあった「リコール番号1281の事案に関するご報告」の内容を確認したところ、平成16年10月にリコールの届出があった貴社の欠陥車関連業務に関し、下記のとおり業務改善を要する事項があることが確認された。

欠陥車関連業務の適正な処理については、これまでも立入検査等の機会を捉え適宜指導してきたところであるが、今般の事案を踏まえ、特に下記事項に重点を置きつつ同種事案の再発を防止するため、必要な措置を早急に講じ、その具体的な措置の内容を平成18年8月4日までに報告されたい。

なお、本報告要請は、道路運送車両法第63条の4に基づくものであるとともに、今後、新たな事実が判明した場合、さらに必要な報告を求めることがあることを申し添える。

記

1. 安全上重要な案件については、リコール不要と判断した場合でも、その後の市場監視を行うこと。
2. リコール関連部署及び設計関連部署等において、情報の共有化を図るなど関連部署間で連携を強化すること。特に、以下の点については重点的に取り組むこと。
 - (1) 不具合の再発時に迅速に対応するためにも、過去に行った車両品質に関する検討結果については、当該型式の車両が存在する限り、保管し、関係部署で共有すること。
 - (2) お客様情報等の情報のうち、車両品質に係る可能性があるものについては、直ちにリコール担当部署に情報を提供するなど、社内の情報の共有化を促進すること。また、併せて、市場技術速報の早期発行について、販売店等に指導の徹底を行うこと。